○佐久市・北佐久郡環境施設組合監査委員処務規程

平成26年12月１日監査委員訓令第１号

（趣旨）

第１条　この規程は、佐久市・北佐久郡環境施設組合監査委員（以下「監査委員」という。）の事務処理等について必要な事項を定めるものとする。

（監査委員の協議）

第２条　監査委員は、職務の円滑な遂行及び相互の連絡を図るため、適宜協議を行うものとする。

２　監査委員の協議に付すべき事項は、次のとおりとする。

（１）　監査委員処務規程に関すること。

（２）　監査の計画に関すること。

（３）　監査結果の判定、報告、通知及び公表並びに審査の意見等に関すること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、重要と認めること。

（監査結果の公表）

第３条　監査の結果は、監査委員の協議を経た後でなければこれを公表することができない。ただし、軽易な事項で単に注意を与え、又は監査委員のうち１人に事故があって他の１人が単独でその職務を執行する場合は、この限りでない。

（監査結果の閲覧）

第４条　監査に対する一般の公表の要旨の閲覧は、佐久市・北佐久郡環境施設組合事務所において請求することができる。

（職の設置）

第５条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第200条第４項の規定により、監査委員に書記を置く。

（書記の職務）

第６条　書記は、監査委員の命を受け、所掌事務を処理する。

（公印）

第７条　公印の名称、ひな型、寸法、使用区分、保管者及び個数は、別表のとおりとする。

２　公印の作成・改刻又は廃止は、監査委員の承認を得て、書記がこれを行うものとする。

３　公印の保管者は、公印の盗難、紛失、偽造等の事故があったときは、直ちに監査委員に届け出なければならない。

４　この規程に定めるもののほか、公印に関し必要な事項は、佐久市・北佐久郡環境施設組合公印規則（平成26年佐久市・北佐久郡環境施設組合規則第４号）の例による。

（その他）

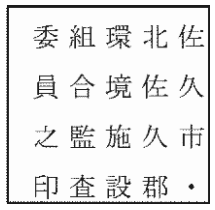
第８条　この規程に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、訓令の日から施行する。

別表（第７条関係）

公印の名称	ひな型	寸法（方ミリメートル）	使用区分	保管者	個数

佐久市・北佐久郡環境施設組合監査委員印		21	監査委員名をもってする文書	書記	1